

令和 6 年度 大洗町 入湯税の使途について

入湯税は、地方税法第 7 0 1 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設整備並びに観光の振興（観光施設の整備含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し課税する目的税です。

令和 6 年度 入湯税収入額 25,104千円

充当先は以下のとおりです。

区分	事業費	財源内訳				一般財源のうち 入湯税充当額
		国県支出金	地方債	負担金その他	一般財源	
環境衛生施設の整備	0	0	0	0	0	0
鉱泉源の保護管理施設	21,935	0	0	21,915	20	0
消防施設等の整備	47,946	0	33,700	6,573	7,673	7,524
観光施設の整備	1,046	0	0	1,046	0	0
観光振興（観光施設の整備除く）	86,429	0	0	64,805	21,624	17,580
合計	157,356	0	33,700	94,339	29,317	25,104